

共通仕様書(建設関連業務)[地質・土質調査業務] 新旧対照表

現行条文(平成29年10月)						新条文(平成30年10月)						改定理由		
章	節	条	項	項以下	章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	新条文
1		118				—		1		118	5	成果品の提出	受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたいうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。	地盤情報データベースへの登録を義務化
1		118	5		成果品の提出	その他、特に定めが無い場合については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。		1		118	6	成果品の提出	その他、特に定めが無い場合については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。	
1		137	2		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、 建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12) 受注者は、以下における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。		1		137	2	行政情報流出防止対策の強化	受注者は、以下における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。	適用要綱の削除